

## 第9章

# 国際空間の拡大？

——「実体」としての国際参加——

竹内 孝之

### はじめに

台湾政府は正式国名として「中華民国」を名乗っているが、国際社会から国家として承認されていない。かつて蒋介石総統は「中華民国」政府が全中国を代表すると主張し、アメリカなどが模索した国連での二重代表権を拒否した（戴天昭 [2001: 203, 294, 2005: 351]）。しかし、国連総会は1971年10月25日の決議2758号（いわゆるアルバニア決議）で「蒋介石の代表団」の追放を決め<sup>(1)</sup>、中国代表権を「中華民国」政府から中華人民共和国（以下、中国）政府へ移した。また、すべての国連専門機関とほかの国際組織の多くでも、同様の措置が取られた<sup>(2)</sup>。さらに、日米欧などの主要国は1970年代に、遅くまで承認切り替えを行わなかった韓国と南アフリカもそれぞれ1990年8月と1997年12月末に「中華民国」から中国政府へ承認を切り替えた。2008年末現在、「中華民国」政府を承認するのはわずか23カ国である。とはいえ、台湾と主要国の間には、半官半民の組織を通じた実務関係が維持されている。しかし、国際組織への加盟や参加は、その設立協定で資格を規定する場合が多いため、台湾のように地位が曖昧な国際主体の参加は容易でない。

李登輝政権が民主化を始めると、国際組織における二重代表権の模索や新国家としての加盟を求める意見もでた。しかし、国民党保守派などは新国家

としての加盟申請を「法理独立」と非難した。また、一度代表権の移転が行われた後では二重代表権の模索も遅すぎた。民主化後の台湾には、主権国家でも従属領域でもない「実体」(entity)としての「国際参加」(中国語では「国際參與」)しか選択肢が残されていなかったのである。

アジア開発銀行(Asian Development Bank: ADB)では「中華民国」から「中国台北」への改名を強いられたが、李登輝政権は1988年にADB残留を最終的に決定した。その後、1991年に「経済実体」(economy)の地位と「中華台北」の名義においてアジア太平洋経済協力(Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC)に加盟し、1999年に「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税領域」(Separate Customs Territory of Taiwan, Penghu, Kinmen and Matsu)として世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)への加盟交渉を終えた(実際の加盟は2002年)。

陳水扁政権は当初、李登輝政権が始めた実務外交を継承し、「実体」としての国際参加を模索し続けた。まず、WTOにおける「独立関税領域」の地位を活用して、中国のほか、日本、アメリカ、シンガポールなどに自由貿易協定(Free Trade Agreement: FTA)の締結を提案したが、いずれのFTAも実現しなかった。東アジアでは東南アジア諸国連合(Association of South-East Asian Nations: ASEAN)と日中韓3カ国(ASEAN + 3)を中核とした多国間FTAや地域枠組みの構築が始まったが、台湾は除外された。世界保健機関(World Health Organization: WHO)には「衛生実体」として参加を求めたが、やはり実現しなかった。

陳水扁政権は2007年に急進路線へ方針転換し、台湾名義での国連加盟やWHO加盟を申請した。しかし、この方針転換には、成果の上がない実務外交を見切ったという背景がある。陳水扁政権は李登輝政権と同様に「実体」としての国際参加を目指したにもかかわらず、なぜ目立った功績を残せなかったのだろうか。この原因を探ることが、本章の目的である。

まず、国際参加の模索に際して、台湾政府が「実体」という概念を提起した経緯と国際社会における「実体」の受入れ態勢について確認する。そのうえで、李登輝政権と陳水扁政権の取り組んだ課題や台湾を取り巻く国際環境

の違いを明らかにする。

経済分野の場合、両政権の成果の差は国際環境の違いによる部分が多い。また、経済以外の分野、とくにWHO参加では中国の反対が大きき要因であった。後に馬英九政権の発足後に中国との関係改善が進むと、WHO参加も進展しはじめた。つまり、中国は台湾の政権を担う政党によって態度を決める節がある。これらの要因のため、陳水扁政権の時代、台湾の国際参加は踊り場に出た様相を示した。今後、中国が台湾の国際参加をどこまで容認するのかは予見しにくい、本章ではこうした将来展望を行うための材料を抽出することも目指す。

なお、とくに断りがない限り、国際組織とは政府間組織をさす。GATT（関税と貿易に関する一般協定、General Agreement of Tariffs and Trade）やAPECも常設の事務局を持つため、国際組織として扱う。また、「中国」とは中国代表権問題に言及する場合を除き、原則として中華人民共和国を指す。台湾移転後の「中華民国」政府は原則、台湾政府と呼ぶ。

## 第1節 国際組織と台湾

本節では、台湾が実務外交に転換し、「実体」として国際組織への加盟や参加を模索した経緯と、それが可能になった要因を明らかにする。また、台湾以外の「実体」に相当する地域と比較することにより、台湾による国際参加が困難である原因を探る。

### 1. 実務外交への転換

台湾の国際的孤立に歯止めをかけたのは蔣経国政権である。中国政府は1983年2月、ADBに対して中国代表権の移転を要求した。しかし、台湾政府は兪国華中央銀行総裁から藤岡真佐雄ADB総裁への書簡のなかで、自ら

を「台澎金馬地区」（台湾，澎湖，金門，馬祖）を実効支配する政府であると認めた（錢復 [2005: 538-539]）。その結果，台湾は ADB への残留に成功した。

ADB 残留が成功した要因は 3 点ある。第 1 に ADB は加盟資格を主権国家に限定していない。香港が 1969 年に加盟しており，中国は台湾や香港と合わせて「一国三席」（1 国で 3 つメンバーシップ）を得られると考えた（林正義 [1990b: 24-27]）。第 2 に ADB の議決権は出資比率に応じている。台湾の残留を支持する日米はともに最大出資国であった。台湾も出資金のほか，残留工作としてほかの援助計画への寄付や基金への拠出を積極的に行った。第 3 に ADB には未返済の対台湾借款が残っていた（林正義 [1990a: 37-38]）。

ただし，蔣経国政権は中華民国が主権国家であるという点を譲らず，名義変更についても「中国（台湾）」[China (Taiwan)] や「中国（台北）」[China (Taipei)] なら受け入れるが，「中国台北」（Taipei, China）は地位を矮小化するとして反対した。しかし，1985 年 11 月の中国政府と ADB の覚書により，台湾の名義は「中国台北」（Taipei, China）<sup>(3)</sup>へ変更された（錢復 [2005: 546-547]）。台湾はこれに抗議して，1986 年と 1987 年の ADB 総会を欠席した。事後策が決まらないまま，蔣経国総統は 1988 年 1 月に死去した。

次の李登輝政権は孤立の阻止から国際参加の拡大に目標を移した。主権国家の地位にこだわらない実務外交（中国語では「務実外交」）を展開し，実体として国際組織へ参加しようとした。まず，ADB には名義変更への抗議を続けつつ，1988 年より ADB 総会への出席を再開し，北京で開催された 1989 年の総会にも出席した。次に GATT（1995 年に WTO へ改組）加盟に取り組んだ。WTO 加盟が了承されたのは政権交代後の 2001 年 11 月であるが，実質的な交渉は政権交代前の 1999 年に妥結した。1993 年には「中華台北」（Chinese Taipei）<sup>(4)</sup>の名義で APEC へ加盟した。この「中華台北」は台湾側が受け入れられる名義として，その後，他の国際組織への加盟でも用いられた（表 1）。

こうした国際参加は民主化と並ぶ李登輝政権の重要課題であった。実体としての国際参加に飽き足らず，与野党の立法委員からは国連加盟あるいは復帰を主張する声も出始めた（國史館 [2001: 3-39, 167-172, 2002: 212-213, 235]）；

表1 李登輝政権の時代に加盟もしくは参加した国際政府間組織

組織名称	設立年	加盟年	名義
アジア太平洋経済協力 (APEC)	1989	1991	中華台北
(オブザーバ) 米州開発銀行	1959	1991	中国台北
(オブザーバ) 欧州復興開発銀行	1991	1991	中国台北
東南アジア中央銀行総裁会議	1982	1992	(1)
コスパス・サーサット (捜索救助衛星システム)	1988	1992	(1)
中米経済統合銀行	1960	1992	中華民国
アジア太平洋農業研究機関連合	1990	1999	中華台北
アジア科学協力連合	1970	1994	台湾
アジア租税行政及び調査に関する研究グループ	1970	1996	中華台北
アジア太平洋法定計量フォーラム	1994	1994	中華台北
アジア選挙管理機関協議会	1998	1998	(1)
アジア太平洋マネーロンダリング対策グループ	1997	1997	中華台北
エグモントグループ (2)	1995	1995	台湾

(出所) 各国際組織ウェブサイトのほか以下を参照し、筆者作成。

『中華民国九十年外交年鑑』中華民国外交部ウェブサイト ([http://multilingual.mofa.gov.tw/web/web\\_UTF-8/almanac/almanac2001/Appendices/7-6-0.htm](http://multilingual.mofa.gov.tw/web/web_UTF-8/almanac/almanac2001/Appendices/7-6-0.htm) 2008年12月13日, 閲覧)。

「我擁有會籍之政府間國際組織網站」中華民国外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=32178&CtNode=1223&mp=1> 2008年12月13日, 閲覧)。

(注) (1) 名義は国・地域ではなく、担当官庁・組織の名称が用いられている。

東南アジア中央銀行総裁会議では Central Bank of the Republic of China (Taiwan)、コスパスサットでは、International Telecommunications Development Corporation (国際通信開発公司) である。

(2) は非公式会議。

劉 [1994: 157])。しかし、中国はこれを「二つの中国」や「一つの中国、一つの台湾」と批判した。また、李登輝政権の内部でも中華民国版「一つの中国」の取り下げには保守派の抵抗があった。そこで行政院は1990年8月に「一国家二地区」(一国両区)を公的な現状認識として採用し(國史館 [2002: 204]), 「憲法増修條文」(修正条項, 1991年5月制定)や「台湾地区與大陸地区人民關係條例」(兩岸人民關係條例, 1992年7月に制定)でも、中国と台湾を「地区」と記すに止めた<sup>5)</sup>。その一方で、1991年2月に採択された国家統一綱領では中国と台湾の双方を「政治実体」と定義し、国際参加の拡大を中期課題に掲げた(國家統一委員會 [1991])。このように李登輝政権は国民党保守派の批判をかわしつつ、国際参加の拡大に関するコンセンサスを固めていった。

2000年の政権交代では、民進党の陳水扁政権が成立した。民進党は1999年

に台湾前途決議文を採択して独立を棚上げした。陳水扁総統は2000年5月20日の総統就任演説で「4つのノー、1つの『ない』（「四不一没有」）」を表明し、独立路線の棚上げを確認した。その後2007年までは、李登輝政権の実務外交を継続し、国際参加についても李登輝政権と同様、「中華民国」名義の国連復帰とWHO参加を求めるに止めた。

## 2. 「実体」としての国際参加

では、国際社会において「実体」はどう扱われているのだろうか。国際組織には、主権国家のみに加盟資格を認めるものと、他の国際主体（国際組織や従属領域、事実上の政府）にも加盟を認めるものがある。WHOや国際復興開発銀行（以下、世界銀行）、国際通貨基金（International Monetary Fund: IMF）など国連専門機関の多くは前者である。

しかし、前者にも排他的な意図はない。他の国際主体の準加盟やオブザーバー等の参加を認めている場合がある。例えば、WHOは国際関係に責任を負わない従属領域が準加盟し、世界保健総会（WHA、WHOの総会に相当）を傍聴することを認めている（WHO憲章第8条）。現在の事例はトケラウ（ニュージーランド領）とプエルトリコ（アメリカ自治領）だけである。過去に準加盟した従属領域はほとんどが独立し、正式加盟を果たした（Burci and Vignes [2004: 33-34]）。また、国連憲章は国連加盟を全ての「平和愛好国」に開放している（第4条）。政治的独立に対する威嚇や武力行使を慎むべきと定めている（第2条第4項）。つまり従属領域は独立や国家樹立により国連など国際組織への加盟資格を獲得できる。

実際には、独立前の過渡的な形態であっても主権国家と同等の扱いを受けることがある。クック諸島やニウエ<sup>(6)</sup>は、ニュージーランドとの「自由連合」の下にある。その外交や防衛はニュージーランドに委ねられているが、両者はWHOやユネスコ（国際連合教育科学文化機関）や国連食糧農業機関（Food and Agriculture Organization of the United Nations: FAO）、ADBなどに正式加盟し、

国連アジア太平洋経済社会委員会 (United Nations Economic and Social Commission for Asia and the Pacific: ESCAP) には準加盟している。なお、ADB 以外は台湾が未加盟の国際組織である。この事例を見れば、国際機関が厳密に加盟資格を主権国家に限定しているとはいえない。

また、香港は1997年に中国へ返還されたが、WTO、APEC、ADBのほか、世界気象機関(WMO)と国際決済銀行(BIS)に正式加盟し、また国際海事機関(IMO)とESCAPに準加盟している。香港行政長官は台湾の総統と異なり、APEC首脳会議に出席できる。さらに中国政府を通して10の国連専門機関に参加し、国際刑事警察機構(ICPO)には準国家中央事務局として参加している。2006年11月のWHO事務局長選挙で陳馮富珍(マーガレット・チャン)元香港衛生署長が中国政府の推薦を受け、当選した。マカオはAPECに未加盟で、ユネスコに準加盟する点を除けば、香港と同様である。このように宗主国や中央政府の同意や協力が得られる場合は、従属領域でも比較的広い国際参加が可能である。

### 3. 国際社会における台湾の扱い

ところが、台湾の場合は国際社会から主権国家と認められず、また「独立」も各国に反対され、国際参加が困難な状態にある。これは、台湾の中華民国政府がアルバニア決議により「蒋介石の代表」として国連から追放されたという歴史的な経緯のためである。

確かに、同決議により中国代表権問題は解決されたが、その一方で台湾の地位は未解決とする見解や、新国家としての新規加盟は妨げられないはずという主張もある。2007年に台湾名義での国連加盟を申請した陳水扁政権がそうである。アメリカは台湾の国連加盟申請に反対したが、台湾問題そのものは未解決であると指摘している(ワイルダー国家安全保障会議アジア担当上級部長の発言、第8章を参照)。9月6日には交流協会台北事務所が、日本政府も同様の指摘を国連事務局に申し入れたことを明らかにした。

しかし、国連への加盟申請は安全保障理事会（以下、安保理）で審議される（国連憲章第2条5項）。中国は安保理常任理事国であり、台湾の加盟に対して拒否権を行使できる。そこで台湾政府は民主化後も、友好国を通じて国連総会で「中華民国」名義による復帰を間接的に訴え続けたが、これはアルバニア決議を修正するよう求めることと同じである。このため、国連総会でもかつてアルバニア決議を支持した途上国の多くだけでなく、日米欧など先進国も台湾の国連復帰を支持していない。

一方、WTOにおける独立関税領域のように主権国家でない実体としての加盟は、台湾の法的地位を何ら変更しない（王 [1999: 213-215], 許慶雄 [2001: 74-77]）<sup>(7)</sup>ため、主要国の多くは反対していない。しかし、中国政府は台湾を自国の一部であり、台湾のADBやAPECへの加盟は中国と当該組織の間での協議を経た例外的な事例に過ぎないと主張した上で<sup>(8)</sup>、台湾が自らの権限で国際組織に参加することには全て反対してきた。WTOについても、改組前のGATTでは独立関税領域と宗主国の関係に曖昧な部分が存在していた（後述）。実現しなかったが、中国はこれを利用し、台湾が中国主権下の独立関税領域だと明示するため、台湾の名義を「中国台北」にするよう要求した<sup>(9)</sup>。WHOでは台湾のその総会であるWHAへのオブザーバー出席や実務協力への参加に反対してきた。他の国際組織でも中国政府の圧力や抗議により、台湾のNGO関係者や報道関係者までが会議から排除される事件が頻発している<sup>(10)</sup>。

そればかりか、加盟を拒否しながら、義務の履行だけを台湾に求める国際組織もある。例えば、国際漁業管理組織のいくつかは台湾を非加盟協力者（cooperators）として漁獲割り当てとその削減を課している。台湾に漁業実体（fishing entity）として加盟や参加を認めるのは、未だ一部の組織に限られる（後述）。国際原子力機関（International Atomic Energy Agency: IAEA）でも台湾は非加盟だが、アメリカとの協定を通じてIAEAの査察を受け入れている（松田 [2004: 67]）。環境分野では地球温暖化防止のための気候変動枠組条約、有害廃棄物の取引に関するバーゼル条約、残留性有機汚染物質に関するスト

ストックホルム条約、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書、絶滅危惧種の国際取引に関するワシントン条約に準拠した規制を自主的に実施している。

#### 4. 小括

以上見てきたように、主権国家以外の国際主体には従属領域が多く、その国際参加には、宗主国や中央政府の協力や了解が必要である。台湾のように代表権の移転や政府承認の切り替えによって承認を失った国際主体が独自の国際参加を行うことには困難が多い。しかし、WTOは「実体」に相当する地位として「独立関税領域」について規定をしている。また、台湾は未加盟の国際組織や条約における義務を履行している。こうした現状を総括すれば、主権国家でも従属領域でもない「実体」という概念は未だ発展途上にあると言える。

### 第2節 実務外交における成功と停滞

李登輝政権は、経済分野の国際組織や地域枠組みへ「実体」として加盟することに成功した。しかし、陳水扁政権は実務外交を継続したものの、限られた成果しか得られなかった。特にWTO加盟はFTAを軸とする地域経済枠組みへの参加を可能とするはずであったが、思惑通りには行かなかった。以下、APECやWTO、FTAに関する李登輝、陳水扁両政権の実務外交を比較し、異なる結果を生んだ原因を探る。

#### 1. APEC加盟

APEC加盟は、「実体」として新規加盟した初の成功例である。APECで

は台湾の加盟がきわめて迅速に実現した。その成功要因としては、第1に APEC が開かれた地域主義を掲げたことと、第2に APEC の既存メンバーには先進国が多かったことがあげられる。しかし、それぞれの要因は副作用も含んでいた。

第1の要因により、台湾や香港、中国の招聘は1989年の創設当初から検討され<sup>11)</sup>、1990年のシンガポール会議において次回ホストである韓国に手続きが委ねられた<sup>12)</sup>。韓国は中国との間で覚書を締結し、1991年のソウル会議から台湾は「中華台北」名義で、中国や香港と共に加盟した<sup>13)</sup>。覚書に基づき、以後、全てのメンバーは加盟国でなく、「経済実体」(economy)と呼称された。しかし、台湾側だけは参加者の最高位が経済建設委員会主任委員や経済部長、中央銀行総裁など経済閣僚に限定され、外交部長や次長の参加は妨げられている(書楚 [2003: 391-392])。1993年以降の首脳会議でも総統は出席できず、経済閣僚あるいは財界出身者を代理に立てなければならない。台湾側は制限の突破を何度も試みた。陳水扁政権時代には李元簇・元副総統(2001年、上海会議)や王金平立法院長(2005年、釜山会議)を総統代理に打診したが、いずれも実現しなかった。馬英九政権になった2008年ようやく連戦・元副総統(国民党名誉主席)がリマ会議に参加できた。

第2の要因は当初、第1の要因を補強する側面を持っていた。しかし、APEC では貿易自由化を優先する先進国と、緩やかな経済協力を重視する途上国との対立が存在した。特にアメリカのクリントン政権はホストを務めた1993年のシアトル会議より、APEC 首脳会議を実現した。次の1994年のボゴール会議では2010年の域内貿易自由化を掲げ、APEC を単なる会議から協力枠組みへ脱皮させた。ところが、マレーシアのマハティール首相はこれに反発し、アメリカと同国に同調したオーストラリアを除外し、東アジア諸国だけの枠組みである EAEG (東アジア経済グループ協議体, East Asian Economic Group) 構想を1990年12月に唱えた(1991年10月に、EAEC [東アジア経済グループ協議体, East Asian Economic Caucus] へ改称)。これはアメリカの反発により頓挫したが、同様の枠組みは2000年以降に ASEAN + 3 として復活した。

台湾はこの東アジアの枠組みに参加できず、APECを重視し続けた。しかし、東アジア諸国の関心が失われたことで、APECの求心力は大きく損なわれてしまった。

## 2. GATT/WTO 加盟交渉

GATTには、1990年1月に「台湾、澎湖、金門、馬祖独立関税領域」の名義を用い、主権国家による加盟と同様、GATT第33条に基づき加盟申請した。一方、中国は台湾より早く、1986年7月に「締約国の地位回復」を申請し<sup>(4)</sup>、1987年に中国加盟作業部会がGATTに設置された。このため、台湾加盟作業部会の設置は1992年9月まで伸ばされた。この際に、台湾は「中華台北」としてGATTオブザーバーとされたが、同時に「台湾は中国の後に加盟すべき」という中国の要求（「中先台後」原則）も考慮されることになった。ただし、1995年にGATTがWTOへ改組されたため、台湾と中国はともに、再度加盟申請した。

GATT/WTO加盟には、既存加盟国の3分の2以上の同意が必要である。これは、既存加盟国が加盟申請国に新たな貿易譲許を迫る絶好の機会である。このため、加盟申請国は先進国を中心とする約30カ国との二国間交渉を迫られる<sup>(5)</sup>。WTOの台湾加盟作業部会は1999年5月に、各国との交渉を含む台湾の加盟作業が事実上終了したと総括した<sup>(6)</sup>。しかし、「中先台後」原則のため、加盟関係文書の採択は2001年9月まで先伸ばしされた。

ただし、中国の主張も全て受け入れられたわけではない。まず、WTOではGATTと違い、加盟申請は当事者政府自身が行うと明記された（WTO設立協定第12条）。香港やマカオは第26条5項(c)に基づき、当時の宗主国の後援でGATTを適用されてメンバーとみなされたが、WTOでは中国が台湾に同様の措置を行う余地がなくなった（竹内[2001]）。また、アメリカは中国が台湾の地位問題に固執すれば、中国のWTO加盟に関する二国間協議での合意を見送ると圧力を加えた（「石廣生：台湾入會案是極端重要政治議題」

『中國時報』2000年9月28日)。さらに、2001年11月のWTO閣僚会合は台湾と中国はほぼ同時にWTO加盟を了承したが、これも「中先台後」を骨抜きにし、中国が台湾の加盟に介入できないようにするためである(「柯林頓：兩岸同會期入世貿 勿搞一中」『中國時報』2000年9月8日)。ただし、加盟時期は中国が同年12月、台湾が2002年1月とされ、中国の面子も立てた。なお、WTOにおける台湾の名義は「台湾、澎湖、金門、馬祖」独立関税領域であるが、「中華台北」も略称として用いられている。

### 3. WTO加盟後の対中国政策

李登輝政権はWTO加盟の目途をつけ、その退陣から半年後に台湾は加盟を果たした。WTO加盟は、台湾にとって重要な意味を持つ。(1)WTOはGATTの後継組織であり、台湾にとっては事実上の再加盟である。(2)台湾の加盟名義は「台湾、澎湖、金門、馬祖」独立関税領域である。中国は台湾の加盟を遅らせたが、中国と台湾の関係を明示することはできなかった。(3)WTOは強制力のある紛争処理制度を持ち、加盟後も加盟国間の交渉が避けられない。また、サービス貿易や投資、知的財産権、政府調達などGATTよりも幅広い分野を含む。(4)WTO加盟国とのFTAという二国間条約を締結する条件が整った<sup>17)</sup>。特に(3)と(4)は台湾が中国や第三国と対等な立場で臨む機会を提供する貴重な枠組みである。

そこで、陳水扁政権はWTOを活用して中国との対話を行うため、WTOプラットフォームと兩岸FTAの推進という2つの戦術を考えた。

#### (1) WTOプラットフォーム

WTOプラットフォームとは、台湾のWTO代表部<sup>18)</sup>と中国のWTO代表部を通じた台湾と中国の対話を目指した構想である。海峡交流基金会と海峡兩岸関係協会を通じた対話に代わり、WTO以外の事柄を協議することも想定された。

しかし、中国は、WTOにおいて台湾が中国の一部と認められないことに不満を持ち続けていた。このため、中国はWTO規定で必要な協議すら拒んだ。中国は2002年5月、台湾製鉄鋼5品目を含む48品目に関してセーフティガードを発動したが、台湾との問題は国内事項と強弁し、台湾のWTO代表部との協議を拒否した。しかし、台湾側がWTOセーフティガード委員会にこの問題を訴えたため、同年12月に中国は台湾のWTO代表団と初めての協議せざるをえなかった(外交部[2002])。

また中国は、台湾のWTO代表部(permanent mission)の名称を香港やマカオと同様に「弁公室」(office)に変更し、台湾の代表部の職員も主権国家と同じ官職名(参事官や秘書官など)を用いるべきではないと主張した。2002年にセーフガード発動した際、こうした名称や官職名を理由に、台湾のWTO代表団から送付された文書の受け取りを拒んだ。2003年2月と2005年6月にはWTO事務局に対し、公式文書における台湾の代表部の名称や官職名を変更するよう要求した。2005年6月には実際にWTOの通信録において、そのように記載される事件が起きた。ただし、台湾政府の抗議により、同年7月には撤回された<sup>19)</sup>。

## (2) 两岸 FTA と統合論

もう1つは、中国との两岸FTA締結である。2000年7月に陳博志経済建設委員会主任委員が個人的な考えとしつつ两岸FTAに言及した(「陳博志建議:两岸共建自由貿易區**啟**合作之鑰」『中國時報』2000年7月9日)。そして、陳水扁總統自らも2001年元旦演説において、中国に対して経済から統合をはじめ、信頼醸成を図りつつ政治統合を模索することを提案した(「總統元旦祝詞全文:從經貿與文化統合建立兩岸互信」『自由時報』2001年1月1日)。中国へのFTA提案も、関係改善と対等な地位の確認という一石二鳥を狙ったものであった。こうした戦略は「強本西進」<sup>20)</sup>と呼ばれた。また、台湾と中国が前後してWTOへ加盟したことで、地位変更を伴わずとも国際的な枠組みの裏づけがあり、対等な交渉の場が出来ると考えられていた(竹内[2001])。さ

らに、アメリカ政府は陳水扁政権に独立路線を放棄すれば、中国との関係改善に助力すると伝えたとも言われる（「四不一沒有 中國騙美 美騙台灣」『自由時報』2006年2月3日）。

しかし、中国は台湾の兩岸 FTA 構想に具体的な反応をしなかった。むしろ、2002年6月に中国の石広生対外経済貿易合作部長は第三国に対して、台湾との FTA は「一つの中国」原則に反し、政治的問題を引き起こすと牽制した（「外経貿部部長石広生表示一些国家與台簽自由貿易協定將有政治麻煩」『人民日報海外版』2002年6月22日）。

そして、中国は2002年より香港との間で「経済緊密化取り決め」（Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA）の交渉を始めた。CEPA は「FTA に類似した取り決め」と位置づけられ、一般の FTA との区別が強調された。CEPA 締結直後の2003年7月、中国の王在希國務院台湾事務弁公室副主任は台湾に CEPA を逆提案した<sup>20)</sup>。安民商務部副部長も同様の提案を繰り返した<sup>22)</sup>。台湾政府は CEPA を一国家二制度の産物として拒否した。

このように WTO の枠組みを活用した対話は、いずれも中国に拒まれた。むしろ、台湾の地位をめぐる中国と台湾の見解の相違を際立たせる結果に終わった。

#### 4. 第三国に向けた FTA 戦略と地域主義

##### (1) 主要国との FTA

中国との関係改善が失敗に終わると、陳水扁政権は第三国との FTA を重視する姿勢をより強調した。陳水扁総統の「一辺一国」発言の直後、2002年8月に主要閣僚及び民進党の政策担当者を集めた「大溪会議」が開催された。ここでアメリカ、日本、ニュージーランド、シンガポールなど先進国やパナマなど外交関係がある国、ASEAN 諸国との FTA を優先する方針が決まった（「洽簽自由貿易協定 將與南向政策結合」『自由時報』2002年8月30日、「FTA 與南向政策 月內提規劃」『自由時報』2002年9月4日）。游錫堃行政院長は「中華民

国」や「台湾」名義での締結を優先し、相手国に異議があれば他の名義も考慮すると述べた（「南向、FTA、外交 同歩運動」『自由時報』2002年8月31日）。

台湾が最も重視したのが、米台 FTA である。これはアメリカなら中国の圧力を拒絶し、また米台 FTA が他の第三国との FTA を促すだろうとの期待からであった。しかし、アメリカは米台 FTA 構想を純粋な通商政策の手段と考え、台湾側の政治的な動機には冷淡であった。また FTA では実質的に全ての貿易を自由化する義務があるため、アメリカ側の譲許が不可避である。しかし、台湾に WTO 譲許の履行やその関連事項として改善を求めれば、アメリカは自らのコストをかけず、一方的に台湾に譲歩を迫ることができる。アメリカと台湾との間には1994年より貿易投資枠組み協定（Trade and Investment Framework Agreement: TIFA）に基づく対話があったが、1998年を最後に TIFA 会合は中断されていた。これは、台湾での知的財産権保護の改善が進まないことにアメリカが不満を持ったためである。台湾は米台 FTA 交渉を進めるため、2002年より TIFA 会合の再開を模索した。このときは、やはりアメリカが台湾の知的財産権保護や農産品、医薬品などの市場開放の遅れに対する不満を表明し、同年10月の次官級会合をキャンセルした（「台美貿投架構協定會議 10月可望召開」『自由時報』2002年9月1日、「美擬取消台美貿易投資架構協定次長會議」『自由時報』2002年10月17日）。その後、アメリカは台湾側の譲歩を引き出した上で、2004年11月に TIFA 会合を再開した（「台美 TIFA 諮商 29日重啟」『自由時報』2004年11月25日）。ところがアメリカは懸案だった知的財産権問題で改善が見られると、次は中国との三通が実現していないことを FTA の障害に挙げた<sup>23)</sup>。さらに、2007年にはヤング・アメリカ在台協会台北所長やバティア米通商代表部次席代表がアメリカ議会による政府への貿易交渉授權が延長できないことを理由に、FTA より先に投資協定や租税協定について TIFA で交渉する意向を示した<sup>24)</sup>。結局、アメリカは米台 FTA 交渉を引き延ばし、台湾側の譲歩を引き出す材料として利用したのである。

一方、日本やシンガポール、ニュージーランドはアメリカと違い、台湾との FTA に関心を持っていた。ただし、これらの国は APEC への期待を失い、

東アジア地域における多国間枠組みを最終的な目標としていた。本来なら台湾も東アジア地域枠組み加わるほうが望ましいとの考えも持っていた（経済産業省 [2003: 182]）。しかし、東アジア地域枠組みでは、APECと違いアメリカが含まれておらず、台湾と第三国によるFTA締結に反対する中国の存在感が大きい。シンガポールは台湾側の名義へのこだわりの強さのため台湾FTAを断念し、同時に交渉していた中国とFTAを優先した。ニュージーランドも台湾にFTA交渉を申し入れたものの、やはり中国とのFTAを優先し、台湾とのFTA交渉を中断した。なお、日本は中国とFTAを交渉せず、台湾とのFTAについても財界同士の議論のみに止めた。

## (2) 地域主義と周辺化の懸念

また、陳水扁政権の時代は、地域主義が台湾に不利な方向に進み、孤立の懸念が増していた。東アジア地域枠組みはASEAN諸国と日本、中国、韓国によるASEAN + 3首脳会議や同FTA構想から始まったものであり、その後もASEANを中核に形成されてきた。ASEANは中国の要求に基づき、1990年代に始まった安全保障対話であるASEAN地域フォーラムから台湾を排除した経緯がある<sup>25)</sup>。FTA交渉では交渉の早期妥結を目指す点でASEANと中国の思惑が一致したことも、台湾のFTA外交を難しくする要因となった。

仮にAPECの求心力が1990年代のように強ければ、台湾のFTA締結は成功していたかも知れない。というのも、APECでは2004年にチリで行われた第16回閣僚会議において、FTAベストプラクティスが採択された<sup>26)</sup>。その中で、APEC加盟国が締結するFTAの透明性を高めると共に、第三国に参加を開放する条項を設けることがうたわれた。2005年6月には、これを盛り込む太平洋戦略経済連携協定(Trans-Pacific Strategic Economic Partnership。以下、環太平洋FTA)が締結され<sup>27)</sup>、台湾はこうした動きに期待を寄せた(「國貿局APEC開放條款有助我FTA談判」『工商時報』2005年10月26日)。しかし、先進国間ではサービス貿易に重点が置かれるなどFTAの譲許内容が複雑になっているため<sup>28)</sup>、開放条項に基づくFTAでも台湾がすぐに加盟することはでき

なかった<sup>29)</sup>。

また、2006年11月にはアメリカがアジア太平洋自由貿易協定 (Free Trade Agreement for the Asia Pacific: FTAAP) 構想を提案した。陳瑞隆経済部長はすぐに賛意を表明したが、中国の易小準商務部副部長は APEC ハノイ会議の経済閣僚会議において、FTA 問題の討議は主権国家のみで行うべきだと主張した。そこで、陳経済部長は中国の主張が WTO 協定に合致しない、恣意的なものだと反論した。

このように陳水扁政権の時代には、FTA 締結対象とされた国と台湾の間に大きな思惑の違いがあった。APEC でも一度失われたアメリカや先進国側のイニシアティブは回復されていなかった。このため、台湾は外交関係が有るパナマやグアテマラ、ニカラグアとの FTA しか締結できず、FTA 外交は期待した成果を出せなかったのである。

### 第3節 進展しない国際組織への新規加盟

陳水扁政権の時代、主要な国際組織への新規加盟は実現しなかった。しかし、以下に見る WHO や国際漁業管理組織では、台湾を除外すればパンデミックの拡大防止や漁獲制限に支障をきたすなど、国際社会にもリスクや損害を与える恐れがある。つまり、台湾の参加は条件が整っていたが、陳水扁総統の任期中には実現しなかっただけなのかもしれない。本節では、この点について検証する。

#### 1. 「衛生実体」としての WHO 参加にむけた取り組み

1997年以降、台湾は WHA へのオブザーバー参加や WHO における実務協力への参加を希望してきた。WHO 参加は陳水扁政権にとって外交上の最重要課題であった。2001年4月、行政院は各部・委員会などが連携して WHO

参加に取り組むために「參與世界衛生組織跨部會專案小組」(WHO 参加問題関係省庁共同プロジェクトチーム)を設置した。ここでは外交部と衛生署が中心であるが、他組織での経験を応用するため經濟部國際貿易局や農業委員会も参加した(宋燕輝 [2002: 36])。2002年4月には「衛生実体」(health entity)の概念を提起したが、これも APEC や WTO, 國際漁業管理組織の事例を参考にしたものである(外交部, 行政院衛生署 [2003a, 2003b])。ただし、名義は従来の「中華民國(台湾)」[Republic of China (Taiwan)] から「台湾」(Taiwan) に改められた(林永樂 [2007: 33])。

陳水扁政権は当初、WHO 参加の実現に楽観的であった。というのも、先進国は好意的な反応を示していたからである。特にアメリカ議会は早く、1998年12月に下院が台湾の WHO 参加を支持する決議を採択した。その後、1999年5月(下院)と2000年10月(上院)、2001年4月(下院)および5月(上院)、2003年3月(下院)および5月(上院)には上下院が揃って同様の決議を採択した。ヨーロッパ議会も2002年3月に台湾の WHO オブザーバー参加を支持する決議を採択した(林正義・林文程 [2002: 11-12])。行政府もこれに倣い、2001年に WHA へ出席したアメリカのトンプソン保健社会福祉省長官は、WHA 議場の外であるが、台湾の WHA オブザーバー参加への支持を表明した。ヨーロッパ各国政府の多くも WHO において、台湾を排除する議案には反対を投じるか棄権していた(宋燕輝 [2002: 23-25])。

さらに、2003年の SARS (重症急性呼吸器症候群, Severe Acute Respiratory Syndrome) 流行は台湾の WHO 未参加がパンデミック対策上の弱点になると国際社会に認識させ、同年6月にマレーシアで開催された WHO の SARS 対策会議では蘇益仁行政院衛生署疾病管制局長ら台湾代表団の参加も実現した(「台湾は WHO のよきパートナー 台湾の SARS 抑制経験は世界の参考に」『台北週報』2102号 2003年7月3日)。2004年5月には日本とアメリカが初めて、WHA 議場で台湾の WHA オブザーバー参加に賛成を表明した。同年6月にはアメリカのブッシュ大統領が台湾の WHA 参加を支持する法案に署名した。そして2005年5月には國際保健規則 (International Health Regulations: IHR) が

改訂された。台湾では同3条3項の「本規則の実施は、疾病の国際的拡大から世界のすべての人々を保護するために普遍的に適用するという目標に従って行なわなければならない」<sup>30)</sup>という規定が目された。

しかし、WHO 事務局は国際保健規則改訂と同時に、中国との間で WHO による台湾への関与に関する覚書を締結した。その文書は未公表であるが、国共プラットフォーム（第7章を参照）を通して台湾の WHO 参加を働きかけていた国民党は中国から情報を入手し、張榮恭同党大陸事務部主任は覚書が WHO と台湾の人的交流や、将来の参加を促すものだと述べた（「世衛與中國簽署 MOU 矮化台灣」『自由時報』2005年9月29日）。しかし、台湾政府は台湾が「中国台湾」（Taiwan, China）と呼称された点や、台湾と WHO のやり取りに中国の事前了解が必要とされている点を指摘し、台湾を中国の地方政府に貶めていると批判した（「中國與世衛簽 MOU 實為矮化台灣」『自由時報』2005年9月30日）。

2007年1月に国連加盟を申請する方針が明らかにされると、WHO についても従来の WHA へのオブザーバー参加や実務協力といった穏健な方針を改めた。陳水扁総統は2007年4月11日に、台湾名義による正式加盟を申請する書簡を陳馮富珍 WHO 事務局長に送付した<sup>31)</sup>。WHO 事務局は4月25日に台湾が主権国家でないため、WHO 加盟資格を持たないと台湾政府に通知した。5月には WHA が開催されたが、2006年まで台湾の WHA 参加を支持していた日米も正式加盟には支持を表明しなかった。

後に政権を奪還した国民党の馬英九政権は当初から WHO 参加問題の進展に自信を示した。2009年1月に WHO 事務局は台湾に国際保健規則を直接適用するとの通知を送付し、台湾が「台北」（Taipei）の名義で情報網に参加することを認めると台湾の衛生署に通知した。4月29日には第62回 WHA（5月18日から22日開催）へ「中華台北」<sup>32)</sup>としてオブザーバー出席するよう求める招聘状が WHO 事務局から葉金川衛生署長（Department of Health Minister）宛てに送付された。WHA に出席した葉署長は20日の全体会議で演説の機会を与えられた。

馬英九政権は WHO 参加の進展と2005年の覚書との関連を否定している。しかし、陳水扁政権の国策顧問を努め、また WHO 加盟問題に取り組んできた呉樹民台湾医界聯盟基金会理事長は国際保健規則適用と2005年の覚書との関係を疑った（「台湾納入 IHR 世衛稱我台北」『自由時報』2009年1月23日）。2月11日には范麗青中国国務院台湾事務弁公室報道官が、「台湾地区」への国際保健規則適用は中国と WHO 事務局の協議によるものだと述べた（「中與世衛密商「台湾地區」參與世衛」『自由時報』2009年2月12日）。WHA へのオブザーバー参加についても、中国が民進党政権への政権交代を懸念し、WHA オブザーバーを恒久的なものせず、毎年 WHO 事務局長が中国政府を經由して招聘状を送ることを検討しているとの報道もなされた（「北京鬆口」我可望『逐年參與』WHA」『聯合報』2009年3月14日、「大陸支持 中華台北模式入 WHA」『中国時報』2009年3月24日）。また、民進党は陳水扁政権が「台湾衛生実体」として WHA 決議による WHA オブザーバー参加を目指したと指摘した上で、馬英九政権の場合は名義を「中華台北」に後退させたと批判し、WHO 事務局の招聘状がなければ WHA に出席できないため毎年参加できる保証がないと指摘した（「我參與 WHA 綠批：成中國附庸」『自由時報』2009年5月1日）。

## 2. 実務外交の放棄と国連加盟申請

このように台湾の WHO 問題は2005年に方向性が決まっていた可能性があるが、陳水扁総統の任期中に具体化することはなかった。そのため、陳水扁政権は国際参加の停滞を見て、政権後半では国際参加を半ばあきらめ、選挙キャンペーンに利用した。2003年に WHO 参加問題に関する「公民投票」（レファレンダムを意味する）を2004年総統選挙と同時実施することを検討したものの、当時はまだ希望が残っており、踏みとどまった。

しかし、陳水扁総統は2007年の元旦祝辞において台湾名義での国連加盟申請に言及し、独立路線へと大きく転換した。この背景には、陳水扁総統が政

権内部の基盤を独立派にシフトさせたことがある（第1章を参照）。7月19日には、台湾名義での国連加盟を求める潘基文国連事務総長宛の陳水扁總統の親書が国連事務局に手渡された。

国連事務総長報道官は23日、中国代表権に関する国連総会第2758号決議を理由に、この親書を返送したと発表した。24日、台湾外交部報道官は「同決議は台湾を中国の一部と認めておらず、台湾の新規加盟は別途検討されるべきだ」と抗議した。陳水扁總統は改めて潘国連事務総長と安保理議長国でもある中国の王光亜国連首席代表に親書を送付したが、いずれも再び返送された。9月19日の国連総会総務委員会でも、総会本会議における台湾加盟問題の討議は除外された。とはいえ、21日に始まった総会本会議では台湾の友好国を皮切りに、賛否をめぐって議論が繰り広げられた。

馬英九政権は国連専門機関への加盟と参加のみを求め、2008年9月の国連総会では友好国を通じてこれらを認める旨の決議の採択を目指した。しかし、中国の王国連首席代表はこれも「アルバニア決議で解決済みだ」と批判し、決議案も採択されなかった。

### 3. 各地の国際漁業管理組織への参加

陳水扁政権の時代に若干の進展が見られたのは、国際漁業管理組織への参加である。マグロ漁業では、台湾船による違法操業が著しく多いことが問題となってきた。このため、台湾を排除したままでは、国際的な漁獲制限が実施できない。国際漁業管理組織への参加は、台湾の排除が第三国にとって顕著な損害となる事例なのである。ただし、国際漁業管理組織には国連専門機関であるFAOと関連するものや、国連公海漁業実施協定に基づいて設立された組織が多い。台湾の参加や加盟には法的な障害や中国からの反対もある。

国際漁業管理団体のうち、中華台北の名義で台湾の正式加盟を認めているのは、北太平洋におけるまぐろ類及びまぐろ類類似種に関する国際科学委員会（Interim Scientific Committee for Tuna and Tuna-like Species in the North Pacific

Ocean: ISC) と中西部太平洋漁業委員会 (Western and Central Pacific Fisheries Commission: WCPFC, 2004年加盟) だけである。なみなみまぐろ保存委員会 (Commission for the Conservation of Southern Bluefin Tuna: CCSBT) は、台湾を台湾漁業主体 (the fishing entity of Taiwan) として2002年8月30日に拡大委員会メンバーにした。

しかし、他の多くの組織は台湾の準加盟資格も与えていない。しかし、台湾を会議にオブザーザー出席させた上で、非加盟協力者とみなし、決まった漁獲制限を遵守させてきた。また、以前は会議への出席者も以前は政府関係者でなく、業界団体にのみ許された。2005年に大西洋まぐろ類保存国際委員会 (International Commission for the Conservation of Atlantic Tunas: ICCAT) では日本が中心になって、台湾政府の違法操業取締りが不十分と非難したため (「限鮪漁業大老痛心」『自由時報』2005年11月21日)、台湾は ICCAT 史上初の懲罰対象となった。しかし、ICCAT でも台湾は非加盟協力者に過ぎない。

とはいえ、台湾を新たに正式加盟させようとする動きもある。インド洋まぐろ類委員会 (Indian Ocean Tuna Commission: IOTC) では現在のところ非加盟協力者である。しかし、2001年には台湾の漁業当局者 (行政院農業委員会漁業署) が招待専門家として初出席した<sup>33</sup>。そして、日本などを中心に条約を改正して、国連農業食糧機関 (FAO) とは別個に資格を定め、台湾の委員参加を認めることが議論されている。2005年の第9回年次会合において、台湾の地位問題について翌年の特別会合開催で検討を行うことになった<sup>34</sup>。FAO 内部の経過報告は、FAO から組織や加盟資格を分離するため、旧協定の廃止と新協定の締結を提案した。しかし、中国の反対もあり、この改革案は2009年4月現在、実現していない<sup>35</sup>。

## まとめと将来展望

台湾の国際参加は、「実体」という地位が定着していないことや、中国の

反対といった要因のため困難が付きまとう。しかし、李登輝政権の時代、中国と対立する場面も多かったが、国際参加は比較的順調に進んだ。これは、WTO や APEC において日本やアメリカなどの既存加盟国が台湾を受け入れる体制作りを積極的に行ったためであった。

陳水扁政権も当初、穏健かつ現実的な国際参加を模索した。また李登輝政権よりも中国との関係改善に期待し、これを通した台湾の地位の安定化と国際参加の拡大を狙った。しかし、中国は台湾との関係改善に慎重な態度を崩さなかった。このため、陳水扁政権は、最初の軌道修正を2002年に行った。4月に「衛生実体」の地位を提起し、「台湾」の名義による WHO 参加を掲げた。また同年8月の「一辺一国」発言の後、FTA 政策の重点は中国から第三国に移された。この時点では、中国との関係改善を諦め、国際社会への期待を強めただけであった。2番目の方針転換は、2007年1月の台湾名義による国連加盟と WHO への正式加盟の申請である。これは実務外交を放棄したものであり、結局日米など第三国の支持も得られなかった。

陳水扁政権が国際参加を進展できなかった理由は3点ある。第1の理由は、比較的容易な目標は李登輝政権が達成しており、陳水扁政権には政治的に困難な目標しかのこされていなかったことである。確かに GATT/WTO 加盟は12年近くを要しており、容易な道のりではなかった。ただし、これには知的財産権や市場開放など実務的な問題の解決に要した時間も含んでおり、政治的要因による遅れは2年に過ぎない。

第2の理由は外部環境の変化や条件の不備である。李登輝時代は APEC が注目され、アメリカのイニシアティブが発揮された。しかし、このため東アジア諸国が APEC への関心を失い、東アジア地域の枠組みと中国との FTA を重視したため、台湾の FTA 外交は期待した成果を残せなかった。この東アジア地域の枠組みは主権国家の枠組みを重視する ASEAN 中心のものであった。また、APEC のような開放条項もなく、さらには加盟国に民主主義の実施を求めるヨーロッパ連合のコペンハーゲン基準のような原則も存在しない。このため、東アジアの地域枠組みは、台湾にとって不利なものであ

た。

第3の理由は、台湾の国際参加問題において、内政要因の影響が強まったことである。陳水扁政権は李登輝政権と比べて政権基盤が弱く、長いタイムスパンで国際参加に取り組む余裕がなかった。むしろ、国際参加を選挙アジェンダとし、「独立」色を出すために主権を強調する場面も見られた。このために、従来は台湾の国際参加に理解を示していたアメリカや日本なども、陳水扁政権の路線を支持できなくなった。なお公平のために言えば、国民党も民進党に対抗して国連復帰の是非を問う公民投票を提案していた。

ただし、政治化を免れ、時には台湾の利害を抑制してまで国際協調を続けた事例もある。その一例が国際漁業組織への参加である。また本章では詳述できなかったが、台湾は渋る日本を説得してバーゼル条約に基づく協定を2005年に締結した（詳細は村上 [2007: 111]）。これらの点も付け加えておきたい。

2008年5月に発足した国民党の馬英九政権は中国との関係改善を通じた国際参加の拡大を図っている。陳水扁政権も当初は同様であったが、中国側は異なる対応を示した。その結果、2008年12月にWTO政府調達協定への加入が認められ、WHOでは国際保健規則適用や情報ネットワーク参加、WHAオブザーバー参加が実現した。ただし、WHAへのオブザーバー参加は毎年の招聘状送付が必要であるため、中国との関係悪化によりWHO事務局が送付を中止する可能性もある。WTO加盟ほどの確固とした地位はWHOにおいて得られていない。

外部環境も今後は改善の可能性がある。特に地域主義の重心は東アジアのみの枠組みからAPECへ戻る可能性がある。2008年のAPECリマ会議の前後、アメリカやオーストラリアが環太平洋FTAへの参加希望を表明した。一度挫折したAPEC枠組みによるアジア太平洋自由貿易協定が環太平洋FTAの拡大により実現する希望が出てきた。APECメンバーである台湾にとっても、主要国とのFTAが実現する好機となるかもしれない。

馬英九政権は、将来目標としてWHOへの正式加盟の他、世界銀行やIMFなどの国連専門機関への参加や加盟を掲げている<sup>98</sup>。しかし、これらは国以

外の実体を正式加盟させる制度がないものばかりである。また、2008年9月の国連総会では、台湾の国連専門機関参加に関する決議が否決されている。これらが実現する可能性は、現段階において高いと言えない。台湾と中国、および既存加盟国や各国際組織の間でどのような妥協や解決策が模索されるのか、今後も事態の推移を観察する必要がある。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 台湾の周書楷外交部長はアルバニア決議採択の直前に国連脱退を宣言したが、無視された。
- (2) 国際通貨基金 (International Monetary Found: IMF) と世界銀行での代表権移転は1980年までずれ込んだ。国際刑事警察機構 (International Criminal Police Organization: ICPO) では1984年に代表権移転が行われたが、台湾は1986年まで参加した (林正義 [1990a: 16, 18], 外交部外交年鑑編輯委員會 [1994: 746-747])。
 

また中国は「中華民国」政府の GATT オブザーバー資格を継承しなかった。国際原子力機関 (International Atomic Energy Agency: IAEA) には1984年に新規加盟した。国際労働機関 (International Labour Organization: ILO) への参加も1983年まで見合わせた。
- (3) 英文名称のスペースは“Taipei, China”に反対した台湾への配慮として削除された。
- (4) 「中華台北」は政治的な論争や地位問題を回避するため、オリンピックで用いられてきた名義である。詳細は張啟雄 [2002] を参照。
- (5) 憲法修正条項は台湾を「自由地区」、中国を「大陸地区」、兩岸人民關係条例はそれぞれ「台湾地区」、「大陸地区」と呼称している。
- (6) 中国は1997年7月にクック諸島、2007年12月にニウエと外交関係を樹立した。
- (7) 許慶雄と王志安は共に台湾を主権国家と見做さないが、WTO 加盟について異なる見解を示す。許は台湾政府自らが主権国家の地位を否定したと指摘する。一方、王は、台湾自身に加盟申請の権限がないため、中国政府の合意なき加盟に法的問題があると指摘する。
- (8) 國務院台湾事務弁公室『『台湾問題与中国統一』白皮書』1993年9月1日 ([http://www.gwytb.gov.cn/bps/bps\\_zgty.htm](http://www.gwytb.gov.cn/bps/bps_zgty.htm) 2009年1月28日ダウンロード)。
- (9) 國務院台湾事務弁公室『『一個中国的原則与台湾問題』白皮書』2002年 ([http://www.gwytb.gov.cn/bps/bps\\_yzyz.htm](http://www.gwytb.gov.cn/bps/bps_yzyz.htm) 2009年1月28日ダウンロード)。
- (10) 例えば、2007年3月29日に姚嘉文考試院長 (当時) は自由主義インターナ

ショナル（民進党含む各国政党の連盟）の一員として、国連人権委員会第4回会議（ジュネーブで開催）に参加したが、議事録から発言を削除された（「国連人権理事会が自由主義インターナショナルの台湾 WHO 参加支持発言を不当に削除」『台湾週報』2007年4月3日 <http://www.taiwanembassy.org/ct.asp?xItem=43295&ctNode=3591&mp=202> 2008年12月23日ダウンロード）。他の事例は、台湾外交部「中國大陸阻撓我國際空間事例」（<http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=32748&CtNode=1383&mp=1> 2008年12月23日ダウンロード）を参照。

- (11) APEC First Ministerial Meeting (Canberra, Australia, Nov 6-7, 1989) JOINT STATEMENT ([http://www.apec.org/apec/ministerial\\_statements/annual\\_ministerial/1989\\_1st\\_apec\\_ministerial.html](http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1989_1st_apec_ministerial.html) 2008年12月29日ダウンロード)。
- (12) SECOND APEC MINISTERIAL MEETING (SINGAPORE 29-31 JULY 1990) JOINT STATEMENT ([http://www.apec.org/apec/ministerial\\_statements/annual\\_ministerial/1990\\_2th\\_apec\\_ministerial.html](http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1990_2th_apec_ministerial.html) 2008年12月29日ダウンロード)。
- (13) THIRD APEC MINISTERIAL MEETING (SEOUL, KOREA 12-14 NOVEMBER 1991) JOINT STATEMENT ([http://www.apec.org/apec/ministerial\\_statements/annual\\_ministerial/1991\\_3th\\_apec\\_ministerial.html](http://www.apec.org/apec/ministerial_statements/annual_ministerial/1991_3th_apec_ministerial.html) 2008年12月29日ダウンロード)。
- (14) 中華民国は GATT 原加盟国であった。しかし、1949年に中国大陸の支配地域を失い、台湾に移転したため、1950年3月に脱退した（葉國興 [1990: 59]）。1965年3月に事実上の台湾当局として GATT オブザーバーとなったが、1971年にその地位を失った。
- (15) WTO 加盟国数より少ないのは、実務交渉を行う能力のない国も多いためである。
- (16) 当時、台湾との協議が未了だったのはコスタリカ、ブラジル、ペルー、香港である（經濟部國際貿易局 [2001]）。このうち、香港は協議終了を認めたが、中国に配慮して合意文書への署名を拒否し続けた（外交部外交年鑑編輯委員會 [2000: 288], 蕭振寰 [2005: 373]）。
- (17) 物品貿易（1947年 GATT 第24条4項 b）とサービス（GATS 第5条）に関する FTA がある。締結後は WTO 地域貿易協定委員会で審査されるが、WTO 違反とされた例はない。
- (18) 台湾は「中華民国常駐世界貿易組織代表団」を名乗っている。
- (19) 2008年11月、邱義仁行政院副院長が当時国家安全會議秘書長時代に行ったスパチャイ WTO 事務局長への工作資金横領容疑で逮捕された。ちょうど台湾の WTO 代表部や官職名の変更が迫られた時期のことであるが、スパチャイ事

務局長は金銭の授受を否定した。

- (20) 民進党内には「大胆西進」(対中接近)論と「強本漸進」(慎重)論が存在した。しかし、1998年の「中国政策検討会」で両者を折衷した「強本西進」が採択された(詳細は柳金財 [1998] を参照)。
- (21) “Free trade deal proposed between mainland, Taiwan,” China Daily, July 18, 2003 ([http://www.chinadaily.com.cn/en/doc/2003-07/18/content\\_246299.htm](http://www.chinadaily.com.cn/en/doc/2003-07/18/content_246299.htm) 2009年1月16日ダウンロード)。
- (22) 「北京有意商訂兩岸 CEPA」(香港)『文匯報』2003年11月12日 (<http://paper.wenweipo.com/2003/11/12/CH0311120002.htm> 2009年1月16日ダウンロード)。
- (23) 「柯慶生：楊魁棟鼓勵兩岸三通正確傳達美立場」『中國評論新聞網』2006年11月29日 (<http://www.chinareviewnews.com/doc/1002/5/9/0/100259099.html> 2009年2月9日ダウンロード)。
- (24) 『『条件不成熟』台美談判未簽 FTA』『聯合晚報』2007年7月11日、「美國在台協會台北辦事處處長楊魁棟5月3日記者會」(<http://www.ait.org.tw/zh/news/officialtext/viewer.aspx?id=2007050302> 2009年1月9日ダウンロード)。
- (25) ただし、台湾は ASEAN 地域フォーラム (ASEAN Regional Forum: ARF) のセカンドトラックであるアジア太平洋安全保障協力会議 (CSCAP) や ASEAN 諸国が中心となった別の安保枠組みである「南シナ海における潜在的紛争処理のためのワークショップ」に参加している。中国は南シナ海において ASEAN と対立関係にあるため、台湾の後者への参加を容認した。詳細は松田 [2004: 70] を参照。
- (26) 詳細は外務省「APEC サンティアゴ閣僚会議 (概要と評価)」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/kaigi\\_gh.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/apec/2004/kaigi_gh.html) 2008年7月7日ダウンロード) を参照。
- (27) 2002年に締結されたニュージーランド、シンガポール、チリの3カ国による FTA へ、ブルネイが2005年に締約国として加わり、今日の形態になった。
- (28) 物品貿易 (GATT 上) の FTA は譲許内容を数値化しやすい。しかし、サービス貿易 (GATS 上) の FTA は各国の規制撤廃を盛り込む必要があるため、個別交渉は事実上避けられない。
- (29) 台湾經濟部国際貿易局でのインタビュー (2008年2月27日実施)。
- (30) 和訳は厚生労働省「国際保健規則 (2005) (仮訳)」([http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/dl/kokusaihoken\\_honpen.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kokusaigyomu/dl/kokusaihoken_honpen.pdf) 2009年2月9日ダウンロード) を参照。
- (31) 「陳水扁総統が『台湾』名義での WHO 加盟を正式に申請」『台湾週報』(<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/07/070412d.htm> 2008年2月2日ダウンロード)。
- (32) 招聘状は英文である。

- (33) 水産庁「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第6回年次会合の結果」2001年12月18日 (<http://www.jfa.maff.go.jp/rerys/13.12.18.1.html> 2008年12月20日ダウンロード)。
- (34) 水産庁「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第9回年次会合の結果について」2005年6月7日 (<http://www.jfa.maff.go.jp/release/17/17.0608.02.htm> 2008年12月20日ダウンロード)。
- (35) 「インド洋・IOTC 台湾加盟 継続協議へ」『OPRT 通信』2008年6月18日 ([http://www.oprt.or.jp/news\\_20080618.html](http://www.oprt.or.jp/news_20080618.html) 2008年12月20日ダウンロード), 「インド洋まぐろ類委員会 (IOTC) 第12回年次会合の結果について」水産庁2008年6月12日 (<http://www.jfa.maff.go.jp/j/press/kokusai/080612.html> 2008年12月20日ダウンロード)。
- (36) 「歐部長立法院第七屆第一會期外交業務報告」台湾外交部ウェブサイト (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=32211&ctNode=1425&mp=1> 2009年2月11日ダウンロード)。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

- 王志安 [1999] 『国際法における承認——その法的機能および効果の再検討——』有信堂。
- 外交部, 行政院衛生署 [2003a] 「台湾のWHOへの参加を勝ち取る『衛生実体』としての新思考 上」(『台北週報』2089号 [<http://web.archive.org/web/20050330215445/www.roc-taiwan.or.jp/news/week/2089/109.html> 2009年2月17日ダウンロード])。
- [2003b] 「台湾のWHOへの参加を勝ち取る『衛生実体』としての新思考 下」(『台北週報』2890号 [<http://web.archive.org/web/20050330215413/www.roc-taiwan.or.jp/news/week/2090/108.html> 2009年2月17日ダウンロード])。
- 経済産業省 [2003] 『通商白書 2003年版』。
- 戴天昭 [2001] 『台湾戦後国際政治史』行人社。
- [2005] 『台湾法的地位の史的研究』行人社。
- 竹内孝之 [2001] 「兩岸経済統合の政治的意義と障壁」(『現代中国』第75号 161-178ページ)。
- [2007] 『返還後香港政治の10年』(情勢分析レポート No.7) アジア経済研究所。
- 松田康博 [2004] 「中台関係と国際安全保障——抑止・拡散防止・多国間安全保障協力——」(『国際政治』第135号 60-77ページ)。

- 村上理映 [2007]「台湾における産業廃棄物・リサイクル政策」(アジア経済研究所『アジア各国における産業廃棄物・リサイクル政策情報提供事業報告書』経済産業省委託 87-115ページ [http://www.jetro.go.jp/world/asia/environment/pdf/environment2006.pdf 2009年2月11日ダウンロード])。
- 彭敏明・黃昭堂 [1983]『台湾の法的地位』第2刷東京大学出版会。
- 劉文甫 [1994]「中台の共存時代へ——1993年の台湾——」(『アジア動向年報』アジア経済研究所153-182ページ)。

<中国語文献>

- 國家統一委員會 [1991]「國家統一綱領」1991年2月23日 (http://www.mac.gov.tw/big5/rpir/2nda\_3.htm 2008年12月18日ダウンロード)。
- [1992]「關於『一個中國』的涵義」1992年8月1日 (http://www.mac.gov.tw/big5/rpir/2nda\_4.htm 2008年12月18日ダウンロード)。
- 國史館 [2001]『中華民國與聯合國資料彙編 重新參與篇【上】』新店：國史館。
- [2002]『臺灣主權與一個中國論述大事記』新店：國史館。
- 經濟部國際貿易局 [2001]「我與 WTO 各會員簽署雙邊協議之時間表」(http://www.doc.trade.gov.tw/BOFT/web/report\_detail.jsp?data\_base\_id=DB008&category\_id=CAT311&report\_id=15549 2007年11月10日ダウンロード)。
- 林永樂 [2007]「2007年台灣加入 WHO 的策略：以台灣名義申請成為會員國」(『新世紀智庫論壇』第38期 pp. 31-33)。
- 林正義 [1990a]「現階段中華民國在國際組織會籍的概況」(林正義・葉國興・張瑞猛『台灣加入國際經濟組織策略分析』台北：國家策研究資料中心 pp. 11-22)。
- [1990b]「台灣在亞銀會籍確保的因素」(林正義・葉國興・張瑞猛『台灣加入國際經濟組織策略分析』台北：國家策研究資料中心 pp. 23-48)。
- ・林文程 [2002]「台灣加入世界衛生組織的策略」(『新世紀智庫論壇』第18期 pp. 7-19)。
- 柳金財 [1998]『大膽西進? 戒急用忍? ——民進黨大陸政策解剖析——』台北：時英出版社。
- 錢復 [2005]『錢復回憶錄【卷2】——華府路崎山扁軀——』台北：天下遠見。
- 丘宏達 [1971]「台灣澎湖法律地位問題的研究」(『東方雜誌』復刊第4卷第12期) (丘宏達『關於中國領土的國際法問題論集 修訂版』台北：台灣商務印書館 2004年 pp. 1-16に収録されたものを参照)。
- 書楚 [2003]「台灣與國際組織關係」(盧曉衡編『中國對外關係中的台灣問題』台北：海峽學術出版社 pp. 388-400)。
- 宋燕輝 [2002]「台灣加入 WHO：一個全方位策略的構思與建議」(『新世紀智庫論壇』第18期 pp. 20-41)。

- 外交部 [2002] 「我國加入世界貿易組織週年檢討與展望」 (<http://www.mofa.gov.tw/webapp/ct.asp?xItem=10680&ctNode=1220&mp=1> 2008年1月31日ダウンロード)。
- 外交部外交年鑑編輯委員會 [1994] 『中華民國八十三年外交年鑑』台北：外交部。  
—— [2000] 『中華民國八十九年外交年鑑』台北：外交部。
- 蕭振寰 [2005] 「台灣加入 GATT/WTO 的歷史回顧」(『台灣國際法季刊』第2卷第2期 pp. 323-386)。
- 行政院大陸委員會 [2000] 『李總統登輝特殊國與國關係——中華民國政策說明書——』台北：行政院大陸委員會。
- 許慶雄 [2001] 『中華民國如何成為國家』台北：前衛。
- 葉國興 [1990] 「台灣與關稅暨貿易總協定」(林正義·葉國興·張瑞猛『台灣加入國際經濟組織策略分析』台北：國家策研究資料中心 pp. 49-71)。
- 張啟雄 [2002] 「東方型國際秩序原理之型模建構與分析：1956年墨爾本奧運會前後中國代表權之爭」(『戰後東北亞國際關係』台北：中央研究院亞太研究計畫 pp. 85-146)。
- 張亞中 [1998] 『兩岸主權論』台北：生智。

< 英語文獻 >

- Burci, Gian Luca, and Claude-Henri Vignes [2004] *World Health Organization*, Hague: Kluwer Law International.